



## 19. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部の)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約については変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「8. 追加代金」を加えた合計額です。

なお、当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1. 0%	2. 0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1. 0%	2. 0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1. 0%	2. 0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1. 0%	2. 0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0%	2. 0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0%	2. 0%
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2. 5%	5. 0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第7号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注6 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注7 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

## 20. 旅券・査証について

渡航先(国)以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証・予防接種等の渡航手続はお客様の責任で行っていただきます。

ただし、当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の代行を行いません。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくともその責任は負いません。

渡航先(国)の地域によって旅券に有効期限を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。下記の表・パンフレット・ホームページ又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

米国方面へのご旅行の際、遅くとも旅行開始の72時間前までに、米国のESTA(電子渡航認証システム)に従い認証を受ける必要があります。ESTAの認証は、お客様自身で、<http://esta.cbp.dhs.gov/>のホームページから申請してください。

なお、認証を拒否された方は米国大使館等から査証(ビザ)を取得する必要があります。これら手続き等の代行については、販売店が渡航手続料金をいただいております。

国(地域)名	残存有効期間	査証

## 21. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)」をご確認ください。

## 22. 海外危険情報について

渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店にご確認ください。

また、下記の外務省「海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」でもご確認ください。

※渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の旅行の中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更または解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の履行を中止する場合があります。(その場合は旅行代金を全額返金します。)

ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を履行する場合があります。この場合にお客さまが旅行を取りやめられると当社は所定の取消料を申し受けます。

## 23. お客さまの責任

お客さまの故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 24. お客さまの覚悟

(1)お客さまは当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただし、この場合、当社所定のお申込書を記入の上、交替に要する所定の金額の手数料とともに提出いただきます。

(2)前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は交替をお断りすることがあります。

ください。

## 26. お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法を確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。

ワントン条約または国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

## 27. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、ただちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 28. 個人情報取扱について

当社および「お問い合わせ・お申し込み」欄記載の当社の旅行者兼代理業者または受託旅行者(以下「販売店」といいます)は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、下記の内容にて利用させていただきます。なお、お申込みの項目は、旅行手配業務をおこなうために必須となる項目ですので、該当内容すべてをご記入いただけますよう、お願いいたします。

(1)事業者の名称：神戸新聞興産株式会社  
個人情報管理統括責任者：旅行部長  
TEL 078-362-7173 FAX 078-361-7175

### (2)個人情報の利用目的

1. お客さまとの旅行契約手続き
2. お客さまとの間の当該旅行に関する連絡
3. お申込みいただいた旅行の手配(運送・宿泊)等に必要範囲内で、お客さまのお名前、ご住所、ご連絡先を運送、宿泊機関に対し電子的方法で提供するため
4. 旅行参加後のご意見やご感想の提供やアンケートのお願い
5. 特典サービスがある場合の提供
6. 当社および当社グループ会社および提携会社の旅行商品やサービス、キャンペーンのご案内(当社グループ会社および提携会社への個人情報の提供を含みます)
7. 統計資料の作成
8. 旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまの個人データ(氏名、住所、パスポート番号および搭乗される航空便名、列車名等)の、土産物店等への提供を電子的な方法でおこないます。なお、提供をご希望されない場合は、6. については「ご案内」の送付を希望しないとき、8. については旅行出発前まで「ご問合せ・お申込み」欄記載の販売店または当社宛にお申し出ください。

### (3)個人情報の委託について

お客さまの個人情報を外部に委託する場合は、当社委託先選定基準を満たし、当社と個人情報保護に関する契約を取り交わした委託先業者に限定いたします。

### (4)開示等の請求および問合せ窓口

お客さまの個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者提供の停止についての問合せは、旅行申込先店舗または本社個人情報相談窓口までお問合せください。

神戸新聞興産株式会社 個人情報相談窓口(お客さま相談窓口も兼ねます。)  
担当者：個人情報管理統括責任者 旅行部長  
電話078-362-7173 FAX 078-361-7595  
E-mail skip-info@kpt.jp  
営業時間：平日09:30-17:30

### (5)その他

当社の個人情報の取扱いに関するその他の事項については、当社ホームページをご参照ください。

## 29. 通信契約

(1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の依頼への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」という条件に「電話、ファクシミリその他の通信手段による旅行のお申し込み」を受けられることがあります(以上を「通信契約」といいます。なお、受託旅行者により当該取扱ができない場合や取扱できるカードの種類に制約がある場合があります)。

(2)通信契約による旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- ①「カード利用日」とは会員および当社が契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。
- ②通信契約のお申し込みの際に、会員は募集型企画旅行の名称、出発日に加えて、カード名、会員番号、カード有効期限等を当社に通知していただきます。
- ③通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨を電話・郵便で通知する場合は当社からその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法で通知する場合はその通知がお客さまに到達したときに成立するものとします。
- ④通信契約を締結したお客さまに払い戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻しいたします。
- ⑤通信契約を締結したお客さまの有するクレジットカードが無効になる等、お客さまが旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社は通信契約解除し、第14項の取消料と同額の違約料を申し受けます。

## 30. ご注意

- (1)お客さまのご都合による変更、延泊等の旅程変更および未使用分の払い戻しはできません。当社の責に帰すべき事由による航空便の欠航や遅延の場合は別途、航空券が必要となり、航空券引換証の払い戻しでもできません。
- (2)天候等不可抗力により航空機・バス等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の変更が生じた場合の宿泊費、交通費、航空券代等はお客さまのご負担となります。
- ③当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

## 31. 空港諸税

とくに「空港諸税が含まれている」旨が明示されていない旅行につきましては、空港諸税は旅行代金に含まれておきません。詳細につきましては別途お渡しする「旅のご案内」をご参照の上、当該書面に指定された支払先へ、該当する空港諸税をお支払いください。

## 32. 空港施設使用料等

とくに「空港施設使用料が含まれている」旨が明示されていない旅行につきましては、空港施設使用料は旅行代金に含まれておりません。詳しくは別途お渡しする「旅のご案内」をご参照の上、旅行販売店にてお支払ください。

## 33. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

## 34. 旅行条件の基準

本旅行条件は、2015年12月1日を基準として作成しております。

～海外旅行保険加入のおすめ～

お客様が海外旅行行程中に、病気や急激かつ偶然な外来の事故でけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を補償する海外旅行保険にお客さまご自身でご加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、当社あるいは販売店の係員にお問い合わせください。

**旅行企画・実施**

**お問い合わせ・お申込み**

旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

(2015.10.01)